

氏名・本籍	児嶋 隆（東京都）
学位の種類	博士（経営学）
報告番号	乙第42号
学位授与の日付	平成28年3月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当者
論文題目	銀行の不良債権処理と会計・監査の 対応に関する研究
審査委員	（主査） 教授 内藤 文雄 （副査） 教授 池田 公司 （副査） 教授 若林 公美

## 論文内容の要旨

本論文は、わが国の銀行の不良債権処理の会計と監査制度を考察することによって、その問題点を明らかにし、あるべき制度を探ることを目的としている。

本論文は次の2部構成である。

銀行は、規制業種として健全性が求められる一方で、上場会社の場合には株主の保護が図られなければならないため、銀行の会計・監査には2つの側面が認識される。そこで、第Ⅰ部では、わが国の銀行の不良債権の会計・監査を考察し、銀行監査が導入された1976年から2004年までの銀行の不良債権処理を取り上げている。また、第Ⅱ部では、わが国の制度のあるべき姿を考察するため、米国銀行の貸倒引当金会計規制、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）による貸出金の減損基準の審議過程を分析対象としている。また、監査に関して、近年の英国金融危機における監査人の判断に加え、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の公表物等を分析対象としている。

本論文で得られた主な知見は次の通りである。

わが国における不良債権処理に関する監査基準と会計基準の混同は改めるべきであり、かつ職業会計士団体の公表物は政治および金融行政から中立でなければならないと主張される。

銀行側では金融検査マニュアルは会計基準として遵守すべきものとされているが、運用に過度の裁量が働く危険性を伴うため、「公正妥当な会計基準（慣行）」とはならない場合があり得ると結論づけている。銀行の財務諸表の信頼性を高めるためには、銀行監督当局から独立した会計・監査監督当局が存在し、両監督当局の定期的かつ実効的な対話が必要であることが指摘される。

この結果、銀行の監査人は、その財務諸表が「金融行政の影響を受けない一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して適正に表示されているか否かを「金融行政の影響を受けない一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠して監査を実施すべきであるとしている。

世界的な共通点として、不良債権処理の会計基準を変更すれば金融危機の増幅を抑止できるとの考え方は再検討が必要であり、また、銀行監督当局は、不良債権処理に関して「公正妥当な会計基準」に従った銀行の会計処理に納得できない場合で

あっても、会計基準の変更の要請や会計処理の修正以外の措置を講ずるべきであると主張している。

## 審査結果の要旨

本論文は、わが国銀行の不良債権処理の会計と監査上の問題点を浮き彫りにしたうえで、その会計・監査制度のあるべき姿を探究したものである。銀行は、規制業種として経営の健全性が強く求められる一方、上場会社の場合には投資者保護の観点から財務諸表監査により財務諸表の適正性が確保されなければならない。銀行経営にとって、貸出金に対する会計処理とその監査が特に重視されることから、本論文の主題は重要なテーマである。

本論文では、第Ⅰ部において、わが国銀行の不良債権の会計・監査について、銀行監査が導入された1976年から2004年までを対象とした分析が行われ、第Ⅱ部では、米国銀行の貸倒引当金会計規制、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)による貸出金の減損基準の審議過程、ならびに、監査に関し、英国金融危機における監査人の判断やバーゼル銀行監督委員会(BCBS)の公表物等を考察している。

かかる分析・考察により、銀行は金融検査マニュアルを会計基準として遵守してきたが、その運用に過度の裁量が働く危険性を伴うことから、当該マニュアルは「公正妥当な会計基準(慣行)」とは言えないことを論証している。銀行の財務諸表の信頼性を高めるためには、銀行監督当局から独立した会計・監査監督当局の設置と当該監督当局による定期的かつ実効的な指導・相談が必要であるとする。これらの独自の論証は膨大な資料の裏付けに基づいており、首肯できる。

また、監査対象の財務諸表が「金融行政の影響を受けない一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して適正に表示されているか否かは「金融行政の影響を受けない一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠した監査によって検証されるべきとし、会計・監査の基本的な役割の重要性を強調しており、金融行政とは一線を画した会計・監査の存在意義を主張する。

さらに、グローバルな会計基準の動向と審議過程をつぶさに探究した結果、海外での対応を参考にすれば、不良債権処理に関して「公正妥当な会計基準」に従った銀行の会計処理に対して規制当局が異議を持った場合、わが国金融行政のごとく会計基準の変更または会計処理の修正を求めるべきではなく、他の措置を講ずるべきであって、「公正妥当な会計基準」による会計処理を貫く必要性を主張している。

本論文でのこれらの発見事項や主張は、国内外の資料・文献の丹念な分析のもとに行われており、従来 of 諸研究には見られない独自性と説得力がみられ、高い学術的貢献が認められる。また、本論文は、会計、法律および行政の3側面からの多角的かつ総合的な分析である点も特筆すべき点であり、会計学研究の発展的な研究成果を示している。

よって、本論文は、博士(経営学)の学位授与に値するものと判断する。